

令和 6 年

松戸市議会 6 月定例会議案

6 月 1 2 日提出

松 戸 市

目 次

議案第 1 号	専決処分の報告及び承認について (松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	1 頁
議案第 2 号	令和 6 年度松戸市一般会計補正予算 (第 1 回)	別 冊
議案第 3 号	令和 6 年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)	別 冊
議案第 4 号	松戸市文化スポーツ推進審議会条例の制定について	3 1 頁
議案第 5 号	松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 5 頁
議案第 6 号	契約の変更について	3 9 頁
議案第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 1 頁

議案第1号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年4月1日を施行日として地方税法等の一部を改正する法律が同年3月30日に公布されたことに伴い、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和6年6月12日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

地方税法の改正に伴い、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに固定資産税及び都市計画税の課税特例の期限延長に関する規定等を整備するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第55条 （略）</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税の減免）</p> <p>第89条 （略）</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた</p>	<p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第55条 （略）</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>は</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産税の減免）</p> <p>第89条 （略）</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた</p>

者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第133条 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第19条の3 (略)

者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第133条 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第19条の3 (略)

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第19条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年

度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第19条の6において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第23条から第26条まで、附則第12条第2項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第2項、第51条第1項及び附則第19条の規定の適用については、第24条第2項及び附則第19条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第51条第1項中「課した」とあるのは「附則第19条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第19条の4第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第19条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第37条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通

徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第36条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第36条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第36条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者

の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては、第3期納期においては、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第19条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、第48条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第19条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第48条第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額

及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第49条に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人

の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の

3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第50条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第19条の6第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とす

る。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第51条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当

する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第51条第2項の規定により読み替えられた第48条第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第50条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第19条の6第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第52条第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第19条の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第26条まで、附則第12条第2項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第19条及び附則第19条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第20条 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第20条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第26条第1項の規定の適用については、第26条第1項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第20条第2項」とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第26条第1項、附則第19条の4第1項及び前条の規定の適用については、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第20条第2項」と、附則第19条の4第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第20条第2項及び」と、前条中「附則第19条及び」とあるのは「附則第19条、次条第2項及び」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特</p>	<p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特</p>

<p>例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の</p>

<p>課税の特例)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>課税の特例)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3・4 (略)	(5) <u>附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略)	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) (略)
6 (略)	(5) <u>附則第19条の4及び附則第19条の7の規定の適用については、附則第19条の4第1項及び附則第19条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第29条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	6 (略) (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第31条 (略)	第31条 (略)
2~13 (略)	2~13 (略)
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合	19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合

<p>は、2分の1とする。</p> <p>20 (略)</p> <p>21 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>3分の1とする。</u></p> <p>22 <u>法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>3分の2とする。</u></p> <p>23 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>3分の2とする。</u></p> <p>24 <u>法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合</u>は3分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>4分の3とする。</u></p> <p>26・27 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が</u></p>	<p>は、2分の1とする。</p> <p>20 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>21 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>3分の2とする。</u></p> <p>22 <u>法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>3分の2とする。</u></p> <p>23 <u>法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合</u>は3分の1とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。)</u>は、<u>4分の3とする。</u></p> <p>25・26 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が</u></p>
---	---

完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな

完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

(1)~(5) (略)

1.3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1.4 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第33条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第34条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第77条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい

らない。

(1)~(5) (略)

1.4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 法施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1.5 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第33条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第34条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第77条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい

う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第77条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第35条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第3

う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第77条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第35条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税に

49条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は

ついて法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第36条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(表略)

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例)

第37条 (略)

2 (略)

3 令和2年度分の固定資産税について松戸市市税条例の一部を改正する条例(令和3年松戸市条例第14号)による改正前の松戸市市税条例(以下この項において「令和3年改正前の条例」という。)附則第37条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第36条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(表略)

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例)

第37条 (略)

2 (略)

(削除)

固定資産税の額は、前2項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第37条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

(市街化区域農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第38条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3

(市街化区域農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第38条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から

までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第39条 附則第35条から前条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第79条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第35条、第36条又は前条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第37条の規定の適用を受ける市街化区域農地(前条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第37条第1項又は第3項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税の課税標準額の算出方法)

第44条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第48条 附則第35条の規定の適用がある宅地等(附則第33条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保

第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第39条 附則第35条から前条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第79条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第35条、第36条又は前条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第37条の規定の適用を受ける市街化区域農地(前条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第37条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税の課税標準額の算出方法)

第44条 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第48条 附則第35条の規定の適用がある宅地等(附則第33条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保

<p>有税については、第129条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第35条に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>有税については、第129条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第35条に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 (略)</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第14項等の条例で定める割合)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(都市計画税に係る法附則第15条第14項等の条例で定める割合)</p>
<p>第50条 (略)</p>	<p>第50条 (略)</p>
<p>2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>	<p>2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>
<p>4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>	<p>3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、4分の3とする。</p>	<p>4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、4分の3とする。</p>
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>第51条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度</p>	<p>第51条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度</p>

までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地

までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第52条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係

額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第52条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係

る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（表略）

（市街化区域農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第54条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第37条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画

る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（表略）

（市街化区域農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第54条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第37条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(都市計画税における読替規定)

第56条 附則第51条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第51条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第51条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第51条第4項及び第5項並びに附則第52条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第52条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第52条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第53条及び第54条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第54条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

第57条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第2

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(都市計画税における読替規定)

第56条 附則第51条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第51条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第51条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第51条第4項及び第5項並びに附則第52条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第52条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第52条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第53条及び第54条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第54条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

第57条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第2

4項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る都市計画税の課税標準額の算出方法)

第58条 令和3年改正法附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

4項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る都市計画税の課税標準額の算出方法)

第58条 令和6年改正法附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めるものを除き、この条例による改正後の松戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議 案 第 4 号

松戸市文化スポーツ推進審議会条例の制定について

松戸市文化スポーツ推進審議会条例を別紙のように定める。

令和6年6月12日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本市に文化芸術及びスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する文化スポーツ推進審議会を設置するため。

松戸市文化スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第37条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、松戸市文化スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化芸術基本法第37条に規定する事項
- (2) スポーツ基本法第31条及び第35条に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を設置することができる。

- 2 部会は、審議会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部

会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部に属する委員の」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松戸市スポーツ推進審議会条例の廃止)
- 2 松戸市スポーツ推進審議会条例(平成23年松戸市条例第28号)は、廃止する。
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
文化財審議会委員	(略)	文化財審議会委員	(略)
松戸市スポーツ推進審議会委員	日額 8,500円	(削除)	
少年センター運営協議会委員	(略)	少年センター運営協議会委員	(略)
(略)		(略)	
松戸市地域公共交通活性化協議会委員	(略)	松戸市地域公共交通活性化協議会委員	(略)
		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	日額 8,500円

松戸市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、松戸市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長又は松戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 法第2条第2項のスポーツ団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2～4 (略)

議 案 第 5 号

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月12日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る府令の改正を踏まえ、本市における同基準を整備するため。

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（職員）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p>
<p>（職員）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p>	<p>（職員）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p>

<p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育所型事業所内保育事業につき2人を下回することはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1つの保育所型事業所内保育事業につき2人を下回することはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。) おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、小規模保育事業A型を行う事業所、小規模保育事業B型を行う事業所、利用定員が20人以上の事業所内保育事業（以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所及び利用定員が19人以下の事業所内保育事業（以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、この条例による改正後の松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業A型を行う者、小規模保育事業B型を行う者、保育所型事業所内保育事業を行う者及び小規模型事業所内保育事業を行う者は、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議 案 第 6 号

契約の変更について

令和5年松戸市議会6月定例会議案第11号をもって議決された松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約について、次のとおり変更する。

令和6年6月12日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

契約金額

1	変更前の契約金額	4,805,118,105 円
2	変更後の契約金額	4,986,702,915 円
3	変更による増額分	181,584,810 円

提 案 理 由

整備対象教室の増加に伴い、空調設備の維持管理費用が増額したため。

1 事業名

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業

2 事業場所

松戸市立中部小学校ほか64小中学校（小学校45校、中学校20校）

3 整備対象教室等

普通教室、特別支援教室、校長室、職員室、特別教室等のうち2,097室
（普通教室2室、特別支援教室8室、特別教室等538室、計548室増加）
食堂・ランチルーム（中学校19校）

4 契約の相手方

松戸市金ヶ作58番地の15
松戸SAパートナーズ株式会社
代表取締役 高田 貞二

5 事業期間

平成28年3月23日から令和11年3月31日まで